

## 令和3年度事業計画

### (Ⅰ) 基本方針

令和2年度はますます深刻化するコロナ禍により、通常の活動が出来ない1年となってしまった。緊急事態宣言下では、県からの委託事業であるパソコン教室をはじめ催し物は、のきなみ中止にせざるを得なかった。特に、当連合会の中心となる活動である「母子家庭交流・生活支援事業」においては、地域における各母子寡婦福祉会の活動が滞ってしまい、ほとんど活動が出来ない母子寡婦福祉会もあった。中には、感染対策を十分に行いながら活動に取り組んだ母子寡婦福祉会もあったが、全体の活動実績は半分以上に落ち込んでしまった。令和3年度は、少しでもいつもの活動が出来る日常が戻ってくることを切に願うものである。

そのような状況の中、コロナ禍の影響により経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭に対し、ひとり親世帯臨時特別給付金の支給など国や自治体の支援策が行われたのは特筆すべきことである。また、当連合会に対しても、企業や県民の方から今までになく多くの寄附を頂き、その善意にあらためて感謝の念を強くした年でもあった。

また、当連合会の取り組みとしては、看護学校受験対策講座を主とする「ひとり親資格取得応援事業」における「ひとり親家庭向け資格取得セミナー」では、初めてオンラインセミナーを開催した。令和3年度に向けても、引き続きオンラインを活用した催し物を開催するなど、参加者のすそ野を広げていきたい。

併せて、活動を広く多くの方に知ってもらうために、マスコミへの情報提供やホームページと会報誌のリニューアル、公式ラインの開設など情報発信に関し積極的に取り組んだ。今後もさらに強化し、新しい会員の獲得に努め、県全体の活性化に繋げていきたいと考えている。

そして、当初令和3年度に埼玉県が関東地区母子寡婦福祉研修大会の開催県として予定されていたが、このコロナ禍により1年順延されることとなった。まずは令和3年度に開催する大会を注視しながら、令和4年度の開催にむけて準備をすることになるが、埼玉県やさいたま市などの関係機関と連携を図りながら、開催県としてその役割を務めていきたい。

### (Ⅱ) 活動テーマ等

全国母子寡婦福祉団体協議会が定めた令和3年度の全国統一活動テーマに基づいて、当連合会及び傘下の母子寡婦福祉会の活動を実施していく。

- 1 全国統一活動テーマ：つなごう人の輪、守ろう地域の輪
- 2 母子に関するテーマ：目指そう自立、活かそう支援策  
母子・寡婦に共通するテーマ：母子と寡婦、共に育む子どもの未来  
ひとり親家庭の子どもに関するテーマ：すべての子どもに安心と希望を！

### (Ⅲ) 事業内容

#### 1 公益目的事業

##### (1) 公益目的事業1：母子家庭等交流・生活支援事業

子育て支援セミナー・ひとり親家庭親子ふれあい事業等

地域の母子寡婦福祉会による各種会合を実施するとともに、地域相談員が地域で孤立しがちなひとり親家庭等に対して同じ仲間目線で相談支援を行うことにより、地域におけるひとり親家庭の見守り体制を保持していく。

##### ア 地域相談員養成研修

地域の母子寡婦福祉会の役員を主な対象として相談技術や福祉制度等に関する研修を実施し、研修修了者には地域相談員を委嘱して地域のひとり親家庭の良き相談役として活動してもらう。

##### イ 交流会・相談会・生活支援講習会の開催

地域の母子寡婦福祉会は、地域の実情に応じて相談会とともに交流会を開催し、孤立しがちなひとり親家庭に対して仲間との交流の場を提供する。併せて、子育てや健康、家計管理に関する講習会なども開催をする。これらの会合には会員の周りのひとり親にも参加を広く呼びかける。

この活動の中で、地域相談員は悩み事を抱えているひとり親に対して、仲間目線に立ったアドバイスを行っていく。必要に応じて関係機関に繋げていくとともに継続的な見守り活動を行っていく。

なお、当連合会では、相談指導員（事務局員）により活動内容や事務処理に関するアドバイスを行う。また、県広域での交流会の実施や母子寡婦福祉会のない地域のひとり親家庭の支援も行っていく。

##### ウ 夜間電話相談窓口の実施

昼間は就業しているひとり親への利便性を高めるため、夜間電話相談を実施する。

##### エ ひとり親家庭訪問事業の実施

地域相談員等を対象に、訪問支援や相談スキルを身につけるための研修を実施する。

訪問支援の実施団体「埼玉ホームスタート推進協議会」と連携し、ひとり親家庭に対する支援を実施する。

##### オ 子育て支援セミナー・交流会の開催

収益事業の果実を主な原資として、子育て支援セミナー及びクリスマス会等を実施する。各行事では、会員・非会員を問わず母子寡婦福祉会のない地域のひとり親も対象にした交流会を開催し、仲間作りを促進するとともに母子会への加入を働きかける。

特にセミナーのテーマとしては、子どもに対するパソコンスキルの向上に関するものとして情報処理やプログラミングなどの時代の潮流に適合したものを設定し、子どもの支援をするとともに親子の交流も促進していく。

#### カ 外部団体が主催する社会貢献活動への協力

民間企業や他の非営利活動法人などが行うひとり親家庭に対する社会貢献活動（三菱商事：母と子の自然教室、ローソン：給付型奨学金制度、りそな未来財団：りそなDAY キャンプなど）に協力し、ひとり親家庭の福祉向上に寄与していく。

### （２）公益目的事業２： 埼玉県母子・父子福祉センター法律相談等事業

#### 埼玉県ひとり親家庭資格取得応援事業

#### ひとり親家庭向け研修会開催事業

##### ア 法律相談

女性弁護士にお願いし、当連合会所在地であるさいたま市で実施するとともに、交通の利便性を考え東部地区（春日部市）及び西部地区（川越市）においても実施する。また、今年度はあらたに利用者のさらなる利便性を高めるために土・日曜日においても実施するとし、合計年３０回（１回につき３相談枠を設定）を予定とする。

##### イ 技能講習会（パソコン教室）

就職や転職時での地位向上に必要なパソコン技能の習得を目的として、講習会（平日コース・休日コース）を開催する。ワード講座においては初心者から資格取得希望者までの受講を可能とし、他にワードとエクセルのどちらかを選択できる講座も開講する。また託児サービスを提供し、受講者のニーズにあった利便性を高めるとともに、西部地域でも開講し地域的利便性を確保する。

##### ウ 就業支援講座

就職・転職に際して必要となる知識・技術の習得を目的とした講習会及び県福祉事務所所属の就業支援専門員による個別就業相談会をパソコン教室と一体的に開催する。

また、埼玉県委託事業「埼玉県ひとり親家庭資格取得応援事業」を受託し、正規雇用に関わりやすい資格取得や、より条件のよい転職を支援するため、県内３会場において看護学校受験対策講座及び資格取得セミナーを実施する。

##### エ ひとり親家庭向け研修会

収益事業の果実及び共同募金助成事業を主な原資として、ひとり親家庭の生活に役立つテーマで、誰でも気軽に参加できる研修会を年２回開催していく。

### （３）公益目的事業３： 情報提供活動・研修会参加・市町村団体助成事業

収益事業の果実及び共同募金助成事業を主な原資として、以下の事業を実施する。

#### ア 情報提供

##### ①会報誌「ひまわり」の発行

定期的な発行により、県連合会及び母子寡婦福祉会の活動の紹介やひとり親家庭のための有益な情報を提供していく。

##### ②ホームページの更新

当連合会活動の情報開示の場とするとともに、広くひとり親家庭に対する情報提供の窓口として、傘下の母子寡婦福祉会の活動の情報やひとり親家庭にとって必要

と思われる各種情報を迅速に提供し、母子寡婦福祉会の魅力を発信していく。

③『事業概要』『市町村団体調べ』の作成

当連合会の歴史の変遷を記録するとともに、当会の毎年の活動を関係機関に周知していただき、傘下の母子寡婦福祉会の現況を相互に認識して貰い、活動の強化を図っていく。

④SNSを活用した情報提供

ひとり親世代のコミュニケーションツールの一つとして利便性の高いラインをはじめ SNS をさらに活用し、情報を迅速に提供していく。

イ 各種研修会参加

関東地区母子寡婦福祉研修大会や全国研修大会に多くのひとり親家庭が参加し、先進的な事例を学ぶことにより、本県におけるひとり親団体・グループの活動の質的向上を目指す。このため、関東地区母子寡婦福祉研修大会については、引き続き参加費を助成する。

ウ 市町村団体助成

財政基盤の比較的弱い市町村の母子寡婦福祉会の活動に引き続き助成するとともに母子寡婦福祉会のない市町村でのひとり親家庭の親たちのグループ活動に対して助成を行うことにより、地域におけるひとり親家庭の活動を強化する。

## 2 収益事業

(1) 収益事業1：母子福祉会館の経営

基本財産である母子福祉会館を引き続き「埼玉県手をつなぐ育成会」に賃貸し自主財源を確保する。また、育成会と協力しながら今後の対応について検討していく。

(2) 収益事業2：清涼飲料水自動販売機の設置運営及び物品の斡旋

自動販売機を設置することにより手数料収入を得るとともに、観劇及び全母子協指定業者（ホリウチ）の物品を各母子寡婦福祉会はもとより広く積極的に斡旋することにより落ち込んでいる収益の挽回を図る。

また、各母子会で直面する自動販売機の設置に伴う一般競争入札の動きにも、当連合会として個別的に対応していく。

## 3 法人運営

(1) 今年度は、理事会・評議員会委員の改選にあたることから、より法令、定款に従い、適正に開催していく。また、関東地区母子寡婦福祉研修大会の開催準備にむけて、臨時会を開催するなど柔軟に対応していく。

- (2) 母子部については、クリスマス会など広域の行事について企画・運営を行うとともに、特に中間層（子が中高生の家庭）のために新たな企画を検討していく。さらに、SNS を通じたママ友ネットワークによる若年ひとり親世代の連携の拡大を目指していく。また、母子寡婦福祉会のない市町村での広域母子会員の加入促進を進める。
- (3) 全母子協とともに、ひとり親家庭の生活向上に関する事項、当連合会の運営に関する事項などについて陳情要望活動を行う。
- (4) 令和4年度に開催当番県となる関東地区母子寡婦福祉研修大会については、引き続き物品を各母子寡婦福祉会で斡旋する等財源確保に努めるとともに、各母子寡婦福祉会と連携し具体的な準備を進めていく。